

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ
(KISE : Kyoto Initiative for Smart Energy)

京都府BEMS導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ（以下「KISE」という。）は、事業者の省エネ・節電対策を推進するため、京都府内の中小企業者等が行うビルエネルギーマネジメントシステム（以下「BEMS」という。）の導入に要する経費に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に事業所を有する次の各号に規定する中小企業者等とする。

(1) 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するもの。ただし、次に掲げる者を除く。）

ア 京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）第16条第2項又は京都市地球温暖化対策条例（平成16年京都市条例第26号）第2条第1項第6号に規定する特定事業者（以下「特定事業者」という。）

イ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者

ウ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者

エ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む中小企業者

(2) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業団体のうち、特定事業者でないもの。

(3) 医療法人

(4) 社会福祉法人

(5) 学校法人

(6) 前各号に準じるもので、KISE理事長が、特に交付の必要があると認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者とならないものとする。

(1) 京都府税を滞納している者

(2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると

認められる者

- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第2号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (8) 第2号から第6号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（第7号の場合を除く。）に、K I S E理事長が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、下表に定めるとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
中小企業者等が、自ら所有する京都府内の事業所（工場（生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所）を除く。）において、K I S E理事長が指定するBEMSを導入する事業	設備費及び工事費（各経費からこれらに係る消費税及び地方消費税に相当する額を減額した後の金額）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が2,500千円を超える場合は、2,500千円。千円未満切り捨て）以内の額

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請する補助対象者（以下「申請者」という。）は、様式第1号、様式第2号、様式第3号その他K I S E理事長が指定する書類を、K I S E理事長が別に定める日までに、K I S E理事長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付決定前に事業を開始する場合は、様式第4号により事前着手届をK I S E理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定)

第5条 K I S E理事長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるものについて、予算の範囲内において、申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 K I S E理事長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画書の内容について、次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ様式第5号により変更承認申請書をK I S E理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施場所の変更
- (2) システム構成等の大幅な変更
- (3) その他計画内容の大幅な変更

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第6号により事業中止・廃止届をK I S E理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにK I S E理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 K I S E理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業終了後7日以内に、様式第7号、様式第8号その他次の各号に掲げる書類を、K I S E理事長に提出しなければならない。

- (1) 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類(発注書・請書等)、納品書、請求書
- (2) 経費の支払が確認できる資料(銀行振込控え・領収書の写し)
- (3) 事業の実施状況を確認できる写真
- (4) その他K I S E理事長が必要と認める資料

2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、K I S E理事長が認めるときは、期間を延長することができる。

(電力使用状況の報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けてBEMSを導入した事業所の電力の使用状況について、K I S E理事長が別に定める方法により、K I S E理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度及びその翌年度の2箇年分について行うものとする。

3 補助事業者は、K I S E理事長又は京都府知事が、前二項の規定により報告を受けた情報について、事業所を特定できない形で公表することについて、了承しなければならない。

(額の確定等)

第12条 K I S E理事長は、第10条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、事業が適正に実施されたことを確認した上で、交付決定金額の範囲内で補助金の交付額を決定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第9号により補助金の交付を請求するものとする。

2 K I S E理事長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消等)

第14条 K I S E理事長は、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) この要領に違反したとき

(2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき

2 前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更したときは、K I S E理事長は速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、K I S E理事長は期限を定めてその返還を補助事業者に命じるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、事業が完了した後も補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、様式第10号により取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内(以下「法定耐用年数」という。)又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間において、K I S E理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の期間内に取得財産を処分しようとするときは、様式第11号によりあらかじめK I S E理事長の承認を受けなければならない。

4 K I S E理事長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部をK I S Eに納付させることができる。

(補助金の経理等)

第 17 条 補助事業者は、事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、K I S E 理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成 26 年 11 月 10 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

(附則)

この要領は、平成 27 年 5 月 11 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。